(7)	集会所等	0.7
(8)	工場等	0.6

附　則

（施行期日）

1　この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定の施行の際現に存する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の施行の際現に存するものを除く。）の非住宅部分について、同条の規定による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第三条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_{SI}\}\times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_{SI})\times 10^{-3}$」とする。

3　第二条の規定の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の規定による届出、同法第二十条第二項の規定による通知又は同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による認定の申請がされた建築物（第二条の規定の施行の際現に存するものを除く。）に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

(7)	集会所等	0.7
(8)	工場等	0.6

備考

「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。